

食品衛生トピックス 《2014/06/18》

○新指定添加物「アドバンテーム」「β-アポ-8'-カロテナール」「ポリビニルピロリドン」について

平成26年6月18日付けで、食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準が改正され、新たに「アドバンテーム」、「β-アポ-8'-カロテナール」、「ポリビニルピロリドン」の食品添加物が指定されました。

【改正内容】

- 1 「アドバンテーム」「β-アポ-8'-カロテナール」「ポリビニルピロリドン」が規則別表第一（指定添加物）に追加されたこと。
- 2 「アドバンテーム」「β-アポ-8'-カロテナール」「ポリビニルピロリドン」の成分規格が設定され、試薬・試液等が改正されたこと。
- 3 「β-アポ-8'-カロテナール」「ポリビニルピロリドン」の使用基準が設定されたこと。

【使用基準】

- 1 β-アポ-8'-カロテナール
β-アポ-8'-カロテナールは、こんぶ類、食肉、鮮魚介類（鯨肉を含む。）、のり類、豆類、野菜及びわかめ類に使用してはならない。
- 2 ポリビニルピロリドン
ポリビニルピロリドンは、カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品以外の食品に使用してはならない。

【施行・適用期日】

公布日から施行される。